

令和6年度第4回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和6年7月3日(水)午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 (17名)

出席者(会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

1番 佐藤 洋介

2番

3番 伊藤 淑榮

4番 鈴木 和俊

5番 高橋 郁雄

6番 清水 司

7番 三浦 栄子

8番 原田 智也

9番 鈴木 孫城

10番 武田 一雄

11番 三浦 富美男

12番 佐藤 正樹

13番 目黒 千衣子

14番 山本 義則

15番 伊藤 賢一

16番

17番 鈴木 誠孝

4. 欠席委員 (2名)

2番 加藤和洋委員、16番 鈴木豊則委員

5. 報告事項

報告第5号 農業委員会業務報告(6月分)

報告第6号 農地法第5条の許可について

6. 議事案件

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第12号 農地法第5条の許可について

7. その他

8. 農業委員会事務局職員

事務局 長 鎌田 重美

局長 補佐 鈴木 俊市

主 事 浅井 和将

9. 会議の概要

<p>鎌田事務局長</p>	<p>皆様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>ただいまから、令和6年度第4回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>今回の総会は、報告事項が2件、議事案件が3件です。</p> <p>また、その他については、脇本地区基盤整備事業に基づく農地利用集積等促進計画に関する意見聴取がありますので、よろしくお願いたします。</p> <p>では、始めに吉田会長からごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>吉田陽一会長</p>	<p>ご苦労様です。</p> <p>令和6年度第4回定例総会にご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>皆様、無事に田植えを終え、草刈作業等の、農地管理に日々お忙しいことと存じます。</p> <p>暑さが、ますます厳しくなっておりますので、熱中症予防など十分な対策をとり作業を行ってください。</p> <p>また、これからは、大豆の作業も進むと思っておりますので、そちらの方でもお気をつけください。</p> <p>また、来週は、念願の花巻市への視察研修も予定されておりますので参加者は、健康に留意し、参加していただけるようお願いいたします。</p> <p>さて、本日の案件は、報告事項が2件、議案3件であります。</p> <p>よろしくご審議いただけるようお願いいたしまして、ご挨拶いたします。</p>
<p>鎌田事務局長</p>	<p>次に総会の定足数についてであります。</p> <p>本日は、先ほど2番の加藤和洋議員、委員それから16番の鈴木豊則委員から欠席の届け出がありました。</p> <p>19名中、17名であります。</p> <p>総会の定足数に達しております。</p> <p>それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は、吉田会長をお願いいたします。</p>
<p>吉田陽一</p>	<p>それでは、男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名</p>

議長	<p>委員については、どのようにお諮らいしたらよろしいでしょうか。</p> <p>(議長一任の声)</p> <p>議長一任の声がありましたので、議事録署名委員には、1 番の佐藤陽介委員、17 番の鈴木誠孝委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事をご指名いたします。</p> <p>続きまして、事務局から業務報告をお願いいたします。</p>
鈴木局長補佐	<p>すみません、業務報告、議案の前に資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>まず、業務報告で、「今後の予定」の定例総会、本日の総会ですが7月4日を3日に訂正をお願いします。</p> <p>それと議案書の方ですが、議案の取り下げがあつて、報告第5号の申請番号1号が取り下げになり、申請番号2から7ページの申請番号14まで申請番号が1番下がりますので変更をお願いします。</p> <p>続きまして11ページ目をご覧ください。</p> <p>議案第11号の申請番号2、12ページ目の申請番号3も斜め線で削除してください。</p> <p>申請番号4号が2号、5号が3号に、そして14ページ目の申請番号6号も取り下げにより削除、これにより、次、14ページ目の申請番号7号から15ページ目の申請番号9号まで4号、5号、6号となります。</p> <p>以上です。</p>
吉田陽一議長	<p>今、事務局から説明ありましたが、何かありますか。</p> <p>分からないところがありましたら、聞いてください。</p> <p>(特に発言は、無し)</p>
吉田陽一議長	<p>よろしいですね。</p> <p>では、事務局から業務報告をお願いします。</p>
浅井主事	<p>では、6月の農業委員会報告の方に移らせていただきます。</p>

浅井主事	<p>出席者につきましては、記載のとおりなので説明を割愛させていただきます。</p> <p>抜粋してご説明いたします。</p> <p>まず、6月2日、脇本地区基盤整備事業に関わる説明会を脇本公民館にて行っております。</p> <p>6月4日、第3回となる定例総会、渡部斧松翁頭彰祭が開催されております。</p> <p>6月6日、めぐみ農園を継承しました高橋夫妻の家族経営協定の調印式を行っております。</p> <p>6月9日に脇本地区基盤整備事業に関わる契約会を脇本公民館で実施しております。</p> <p>6月21日に第99回常設審議委員会及び秋田県農業会議第9回通常総会を開催しております。</p> <p>こちらで長年会長を務められました二田会長が退任となり、新たに秋田市の佐々木氏が会長に就任しております。</p> <p>今後の予定に移らせていただきます。</p> <p>会長の挨拶にもありましたが7月9日から10日にかけて岩手県花巻市において、男鹿市農業委員会視察研修の実施予定となっております。</p> <p>7月18日に令和6年度、農業者年金加入特別研修会を実施予定となっております。</p> <p>また、7月31日に市町村農業委員会特別研修を秋田県児童会館で実施予定となっております。</p> <p>業務報告については、以上となります。</p>
吉田陽一 議長	<p>今、事務局から業務報告がありました件について、何かご質問等ございませんか。</p> <p>(挙手、発言がない)</p>
吉田陽一 議長	<p>業務報告ですのでよろしくお願いたします。</p> <p>続きまして報告事項に入りたいと思います。</p> <p>報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知について、をお願いいたします。</p>
鈴木局長	<p>それでは、説明をいたします。</p>

補佐	<p>議案書の1ページ目をご覧ください。</p> <p>先ほど1号は、削除していただきましたので2号から1号として読み上げ説明します。</p> <p>申請番号1号、払戸字小堤下千間150号、他6筆、地目、田、面積計5,614平米、渡人が宮城県のA、受人が払戸B、貸人の都合で、この後の所有権移転のための解約です。</p> <p>続きまして2ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号2号、この案件に関しましては、2号から5号まで同じ受人ですので一括します。</p> <p>脇本脇本字上中野76、他39筆、地目、田、面積計3万5,066平米、渡人が脇本のC、他3件、受人が脇本のD。</p> <p>これは、理由がその他で脇本地区基盤整備事業による解約、この後の案件は、すべて脇本地区基盤整備事業によるものです。</p> <p>続きまして4ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号6号から8号まで同じ受人ですので一括します。</p> <p>脇本脇本字上谷地7、他23筆、地目、田、面積計2万487平米、渡人が脇本のE、他2件、受人が脇本のF、これも脇本基盤整備に関わる解約です。</p> <p>5ページ目をご覧ください。</p> <p>5ページ目下段、申請番号9号、この案件も9号から次のページの10号まで同じ受人ですので一括します。</p> <p>脇本脇本字尼池59、他5筆、地目、田、面積計7,138平米、渡人が脇本のG、他1名、受人が脇本のH、基盤整備によるものです。</p> <p>6ページ目をご覧ください。</p> <p>6ページ目の下段、申請番号11号、脇本脇本字大石館120、地目、田、面積364平米、渡人が脇本のI、受人が脇本のJ、基盤整備事業によるものです。</p> <p>7ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号12号、脇本脇本字大石館121、他6筆、地目、田、面積計4,225平米、渡人が脇本のK、受人が脇本のL、脇本基盤整備によるものです。</p> <p>申請番号13号、脇本脇本字中野62、他5筆、地目、田、面積計5,279平米、渡人が脇本のM、受人が脇本のN、これも基盤整備による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
----	---

吉田陽一 議長	今までの説明について、何かご質問ございませんか。
	(無いことを確認して)
吉田陽一 議長	一応、基盤整備事業の関係ですので、よろしく願いいたします。
	報告第6号、農地法第5条の許可について、説明をお願いいたします。
鈴木局長 補佐	議案書の8ページ目をご覧ください。
	報告第6号、農地法第5条の許可について。
	令和6年6月3日開催。
	第3回男鹿市農業委員会定例総会において審議された下記の申請について、令和6年6月21日開催、秋田県農業会議常設審議委員会において、許可相当となりましたので報告いたします。
	農地法第5条の申請地に関しましては、男鹿市松木沢字板引沢台33番地、転用者が〇、目的は、赤土採取です。
	以上で報告を終わります。
吉田陽一 議長	ただ今の第5条許可について、何かございませんか。
	(無いことを確認して)
吉田陽一 議長	報告ですので、よろしく願いいたします。
	続きまして、議案第10号の農地法第3条の規定による許可申請について、です。
鈴木局長 補佐	議案第10号について説明いたします。
	議案書の9ページ目をご覧ください。
	農地法第3条の案件であります。
	今回は、所有権移転が1件です。
	申請番号1号、北浦西水口字一向田127、他3筆。
	地目、田、面積計3,416平米、渡人が秋田市のP、受人が北浦のQ、渡人の希望によるもので、受人のQが受ける形になります。
	無償譲渡でもよかったということですが、無償だと駄目だということで、総額1万円の案件であります。

鈴木局長 補佐	以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	事務局から説明がありました件について、何かご意見ござい ませんか。
	(無しの声)
吉田陽一 議長	無しの声がありましたので、申請どおりとさせていただきます。 議案第 11 号、の農用地利用集積計画案の諮問に対し審議を求め ることについて、初めに議事参与案件等に当たる先議をしたいので 農業委員会法第 31 条の規定により 18 番戸部秀悦委員の退席を求め ます。
	暫時休憩いたします。
	(退席を確認してから)
吉田陽一 議長	再開します。 説明をお願いします。
鈴木局長 補佐	11 ページ目をご覧ください。 議案第 11 号、基盤強化法第 19 条の所有権移転の案件です。 申請番号 1 号、払戸字小堤下千間 155、他 6 筆、地目、田、面積 計 5,614 平米、渡人が宮城県の A、受人が払戸の B、総額 200 万 円の案件です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	事務局から説明ありましたが、何かご意見ござい ませんか。
	(無しの声)
吉田陽一 議長	では、申請通りといたします。 暫時休憩いたします。
	(戸部秀悦委員着席)
吉田陽一	では、再開いたします。

議長	説明をお願いいたします。
鈴木局長 補佐	<p>議案書の12ページ目をご覧ください。 所有権移転の案件です。 申請番号2号、福米沢字柳下41-1、他1筆、地目、田、面積、計283平米。 渡人が、福米沢のR、受人が福米沢のS、総額8万5,000円です。 これは、Rの農地がSの農地に近く現在耕作されていないので、Sが利用したいということでした。 13ページ目をご覧ください。 申請番号3号、船越堂ノ前136、他1筆、地目、田、面積計2,099平米、渡人が船越のT、受人が船越のU、総額10万円の案件であります。 これは、TにUがお願いされて、引き受けるという案件です。 以上で所有権移転の説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>事務局より所有権移転のことについて説明がございましたが、これについて、何かご意見ございませんか。</p> <p>(意見が無いことを確認し)</p>
吉田陽一 議長	<p>以上の案件を申請どおりといたします。 次に利用権設定の説明をお願いします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>14ページ目をご覧ください。 14ページ目の下段、これからの案件につきましては、貸借権設定の再設定の案件ですので、施設、契約の詳細は割愛させていただきます。 申請番号4号、五里合中石字堂尻140、他2筆、地目、田、面積計3,093平米、渡人が五里合のV、受人が五里合のW、再設定の3年契約であります。 続きまして15ページ目をご覧ください。 申請番号5号、男鹿中中間口字立石62-1、他4筆、地目、田、面積計8,089平米、渡人が男鹿中のX、受人が男鹿中のY、再設定の10年契約です。</p>

鈴木局長 補佐	<p>申請番号6号、脇本脇本字下碓1、他18筆、地目、田、面積計1万8,163平米、渡人が脇本のZ、受人が脇本のa、再設定の3年契約であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>事務局からご説明ありましたが、何かご意見ございませんか。</p> <p>(意見がないことを確認し)</p>
吉田陽一 議長	<p>再設定ですので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、議案第12号、農地法第5条の許可について、お願いいたします。</p>
浅井主事	<p>議案書16ページをお願いいたします。</p> <p>議案第12号、農地法第5条による転用となります。</p> <p>申請番号4号、場所が船越字狐森140-11、地目が畑、面積が247平米、渡人が船越のb、受人が船越のc、一般住宅建築のための永年転用となります。</p> <p>附属の別紙資料の方ご覧ください。</p> <p>まず、初めに位置図になります。</p> <p>真ん中に赤丸で囲ってあるのが、当該申請地となります。</p> <p>場所は、船越の田村クリニックと、こっちから入っていた長沼団地を通り過ぎた、ショートステイ蒼きもりの職員駐車場、隣の農地となります。</p> <p>2枚目に公図と、3枚目に建物配置図の方を添付しております。</p> <p>着色している部分が今回、転用に係る当該農地となります。</p> <p>3枚目の建物配置図が、土地利用計画になっておりますのでご確認ください。</p> <p>当該農地は、都市計画法上、用途地域となっておりますので、第3種農地、原則、転用許可というように判断しております。</p> <p>説明は、以上となります。</p>
吉田陽一 議長	<p>どうもご苦労様でした。</p> <p>以上が議案第12号の農地法第5条、農地転用ということで、現地確認いたしました、5番の高橋郁雄委員、6番の清水司委員、説明として6番の清水司委員をお願いいたします。</p>

<p>清水司委員</p>	<p>6月17日に、事務局の浅井主事と、隣の高橋郁雄委員と自分の3人、あと業者の方も来ていました。</p> <p>現場は、今、浅井主事から説明のありましたショートステイ蒼きもりの駐車場の隣にある土地になります。</p> <p>一応、地目が畑っていうだけで、第3種農地転用可能な、特にもう本当に団地の中の、区画されたような造成されたような、地目だけが畑っていう感じのところと特に問題はない、と見て参りました。</p> <p>他の目から見て、何かおかしいと思うようなことがあれば、と思いますのでご審議ください。</p>
<p>吉田陽一議長</p>	<p>どうもご苦労さまでした。</p> <p>ただいま清水司委員から、説明がございましたが、これについて、何かご意見ございませんか。</p> <p>(無し、の声あり)</p>
<p>吉田陽一議長</p>	<p>申請のとおりといたします。</p> <p>これで議事案件が全て終了いたしました。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、その他に入りたいと思います。</p> <p>事務局からありますか。</p>
<p>鈴木局長補佐</p>	<p>今回、配布資料に同封しました、脇本地区の基盤整備計画に関する資料の方をご覧ください。</p> <p>先ずは、促進計画の事務について、という促進計画事務についてという1枚物の資料がありますのでご覧ください。</p> <p>これまで基盤整備の契約については、農地利用集積計画の中で三者一括ということで、貸す者、公社、借りる者ということで、議案書の中に示して、一括申請ということで、皆様から審議していただきました。</p> <p>それが令和7年から、法律改正があつて農地利用集積等促進計画と似たような名前ですが、そちらにシフトされます。</p> <p>それに伴い秋田県農業公社、中間管理機構では、この7月から公社を通す案件に関し、全て新しい計画に乗り換えていきましようということになり、今回は、議案の中に入れてないで、その他の</p>

鈴木局長 補佐	<p>部分で審議していただく形にしています。</p> <p>それで今回の案件については、現在、農林水産課と土地改良区において、この農業公社と、土地の所有者との契約を進めている次第です。</p> <p>その進めている中で、新しい農地利用集積等促進計画という計画が農林水産課で作成され、それが契約書として今後の基盤整備事業に関わっていきますが、今回は現在取りまとめた農地利用集積計画に関し、農業委員会から意見を聴取するという形になります。</p> <p>それで農業委員会から出した意見とともに、その促進計画の案を農業公社に農林水産課の方から送る。</p> <p>農業公社で、異議がなければ、市で許可と報告をして契約が成立となります。</p> <p>ですから農業委員会は、あくまでも意見があれば意見を出すという立場になり、今回この部分を諮らせていただくという形になります。</p> <p>本来、各契約の促進計画が契約ごとに1枚ずつあって、それを全部この場で意見を伺うことになる訳ですが、それ全部をお出しするのは困難なので、今回は、このとおり契約計画策定者一覧という名簿を事前にお渡ししております。</p> <p>この名簿の1枚目を開いていただくと、この上の方に書いてありますが、出し手ということで、土地の所有者の方々の名前がずらりと書いてあります。</p> <p>そして、その隣の行に行きますと受け手ということで受け手の名前がずらりと書かれてあります。</p> <p>基盤整備事業に伴い、出し手の方は、今までの受け手の方々の契約を解除し、新たにこの基盤整備事業を行うにあたり、この受け手と書いてある方々と契約を結ぶこととなります。</p> <p>もちろん農業公社を通すこととなりますが、この名簿を見ていただきますと、受け手は農業法人である合同会社天野農産と同じく合同会社シモマという2件が各土地の所有者と契約を結ぶという形になっております。</p> <p>そしてその基盤整備をする区域に関しては、このカラーの図面、オレンジ色の太枠で書かれた部分が、基盤整備の事業のエリアでこれから整備していくこととなります。</p> <p>これに伴い農業委員会から何かご意見があれば、意見を農林水</p>
------------	---

鈴木局長 補佐	産課の方に示すという流れになっております。 説明は以上です。 よろしくご審議お願いいたします。
伊藤淑栄 委員	場所は、どの辺ですか。 消防の右側の方ですか。
鈴木局長 補佐	場所は、脇本本郷の周囲で右側の方も入って、左側のマックスバリュの周辺も入ってきます。
鈴木誠孝 委員	(発言多数、聴取不能) 今、意見を農業委員会で出すにしても、脇本の基盤整備事業そのものが、どういう計画なのか。
鈴木局長 補佐	何か、揉めていたという事も聞いていたし、事業の概略を説明してもらわないと何も分からないので。
鈴木局長 補佐	現在、脇本の基盤整備事業は、地域の方々から要望があったことにより土地改良区で進めることになりました。
鈴木局長 補佐	それで、5月22日に土地の所有者、耕作者を対象とした説明会を開催しております。
鈴木局長 補佐	6月2日に合同契約会に向けた土地の所有者と耕作者への説明会を開催しております。
鈴木局長 補佐	9日の日に、いよいよ合同契約ということで、先ほど説明しました促進計画の方に土地の所有者の署名捺印をお願いしております。
鈴木局長 補佐	これによって促進計画の案が出来たという形になっております。 その促進計画を今この場で意見聴取するところまで進んでいるところです。 これがこの7月の総会に諮られているという形になっている。 この後ですが、9月10日を予定に、農地利用集積と促進計画の市の公告、今私が説明した流れを経て、市の公告を行う予定で進んでいます。 10月に向けて農地中間管理権の設定完了と設定の状況報告を中間管理機構、農業公社から県へする予定となっております。

鈴木局長 補佐	<p>11月に事業採択の申請を土地改良区が県へ行う予定で、採択されれば令和7年度から測量設計、土地の評価から換地へ進み、令和8年から工事に入る予定です。</p> <p>令和9年には、暗渠工事に入り工事の完了予定が補完工事終わって令和12年度の半ばです。</p> <p>その後、令和13年度に換地計画書を作成し、令和14年度から新しい地番への換地処分という計画で進んでいます。</p>
鈴木誠孝 委員	<p>これ全員がもう、一部では無く、全員がもう、すべて進んでいくということですね。</p>
浅井主事	<p>1筆でも同意がなければ、事業の実施はできません。</p>
鈴木局長 補佐	<p>そうですね。</p> <p>いずれ、先ほど鈴木誠孝委員の方から、どういう区画で進んでいくのか、ということがこの図面にあるオレンジ色で囲まれた区域が今スタートするということです。</p> <p>脇本地区全体という訳ではなく、今、本郷を中心にした区域という形になっています。</p>
鈴木和俊 委員	<p>工事は、何期に渡りますか。</p>
浅井主事	<p>工事自体は、一応、全部で5年です。</p> <p>ただ、あくまで予定です。</p>
高橋郁雄 委員	<p>赤く囲っているところが基盤整備事業の計画地で、それ以外の農地は、事業から除外なのか。</p> <p>また、整備を行う農地の相続は、行われる状況にあるのか。</p>
鈴木局長 補佐 浅井主事	<p>現在のところ、外れることになります。</p> <p>地域の100%の同意が必要だということです。</p> <p>相続については、土地改良区で調査済みで、相続未登記があると中央管理機構に農地を預けることができない。</p> <p>工事が行われる範囲は、調査済みです。</p>
鈴木孫城	<p>それ以外の区域はどう。</p>

<p>委員 浅井主事</p>	<p>それ以外に関しては、まだ。 元々、脇本の主要な地域と一体で実施する予定でしたが、そちらの方、相続未登記が多いということで切り離して考えるという事で、分断した。 様々な意見があるようです。 先祖代々の土地なので手を付けたくない、という人もいれば、相続未登記で亡くなった人の名前のまま残っていて、登記を直そうにも直せない農地もあるみたいで、その辺もすべて整理できないと基盤整備を行えない。</p>
<p>鎌田事務局長</p>	<p>基盤整備については、若美、脇本浦田、五里合等で実施していますが、以前は、7割の同意や8割の同意でよかったとかありますが、以前は受益者の負担があった。 今は、受益者負担が無く、法人化も実施して100パーセントの同意が無ければ実施することができない事業になっている。 だからそういうことで事業実施のハードルは高くなっています。</p>
<p>吉田陽一議長</p>	<p>本件に関しては、意見無し、いう事でよろしく願いいたします。 他にありますか。</p>
<p>浅井主事</p>	<p>昨年から進めてきました意向調査の集計が終わり、システム上で各経営体の皆さんの意向を落とした地図が、間もなく出来上がる予定となります。 この後、地域計画を策定するようと国の方から指示が来ておりますので、各地区において、その地区の農地をどうしていくのかという、地区ごとの農家から集まっていただいて話し合いをしていく予定となっております。 その各地区の話し合いの場には、農業委員の皆様の方にも必ず出席していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。 また、農家と会う機会があると思うのですが、各地区の情報交換会で話題になるのが、農家の参加率が悪いということでした。 どこの市町村でも、それが課題だとのことでした。</p>

浅井主事	<p>委員の皆様からは、今後、こういう地区ごとの話し合いがあると日頃からお声がけをお願いします。</p> <p>年度内で策定するので農林水産課の方で今年の農繁期が終わってから各地区の担い手や認定農家、そういった方々に通知を出して集まっていただいて、その図面を基に、ここの農地をどうしていくか、というような話し合いになると思います。</p>
鎌田事務局長	<p>その節は、よろしく願いいたします。</p> <p>(視察研修の説明)</p>
吉田陽一議長	<p>皆さんからは、何かありますか。</p> <p>(無しの声)</p>
吉田陽一議長	<p>無いようですので、これで総会を終了いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>